**外国人労働者の雇用管理改善等に係る自主点検表（事業主用）**

実施日：　　　年　　　月　　　日

※ 下記の質問事項について、該当する場合のみチェックしてください。

**１．外国人雇用状況の届出について**

① □　雇用している外国人労働者の氏名、在留資格及び在留期間、在留カード番号等の「外国人雇用状況の届出」の記載項目を在留カード等で確認の上で漏れなく記入し、期限までに所管のハローワークに「外国人雇用状況の届出」を提出している。

② □　外国人労働者が離職した場合の「外国人雇用状況の届出」を漏れなく提出している。

　※外国人を雇用する事業主には、外国人労働者（特別永住者、在留資格「外交」・「公用」の者を除く）の雇入れ及び離職の際に、外国人雇用状況届をハローワークへ届け出ることが、法律により、義務付けられています（届出を怠ったり、虚偽の届出を行ったりした場合には、30万円以下の罰金の対象になります。）。

**２．募集・採用について**

① □　違約金や保証金の徴収等を行う職業紹介事業者等からの斡旋を受けていない。

② □　採用しようとする外国人労働者に従事させる予定の業務が、在留資格上、問題ない

ことを確認している。

**３．外国人労働者の労働条件等について**

① □　労働者の国籍を理由に、労働条件の差別的取扱いをしていない。

② □　外国人労働者に対して、賃金や労働時間等の労働条件について、外国人が理解でき

る方法により明示している。

③ □　賃金を適正に支払うとともに、食費や居住費等を控除する場合に不当な額とならな

いようにしている。

④ □　タイムカード等の客観的な方法により、上限規制の遵守を含め、労働時間を適正に

管理している。

⑤ □　労働者名簿、賃金台帳や年次有給休暇管理簿を作成し、適切に管理している。

⑥ □　外国人労働者の旅券や在留カードを保管していない。

⑦ □　短時間・有期雇用労働者又は派遣労働者の外国人労働者について通常の労働者との

間の不合理な待遇差や差別的取扱いをしていない。

　※ 労働者の国籍を理由として、賃金等の労働条件について、差別的取扱いをすることは、法律により、禁止されています。不当な賃金の支払いや労働時間等の不適正な管理は、罰則の対象となります。

**４．外国人労働者の安全衛生の確保について**

① □　外国人労働者が理解できる方法により、安全衛生教育等を実施している。

② □　職場内にある労働災害を防止するための標識・掲示等について、外国人労働者が理

解できるよう図解などを用いている。

③ □　外国人労働者に対して、健康診断や必要に応じた面接指導、ストレスチェックを実

施している。

④ □　女性である外国人労働者に対して、母性保護に関する措置（産前及び産後休暇等）

を講じている。

※ 安全衛生教育や健康相談の実施は、法律により、義務付けられています。安全衛生教育の実施方法や、労働災害防止に関する標識、掲示等について、外国人労働者が理解できるよう努めてください。

**５．労働保険・社会保険について**

① □　外国人労働者を含め、適切に労働保険・社会保険の適用手続を行っている。

② □　必要に応じて、外国人労働者の労働保険・社会保険の給付の請求等に係る援助を行

っている。

　※　外国人労働者も日本人と同様に労働保険や社会保険が適用されます。事業所において必要な手続きをとるとともに、給付の手続きについて必要な援助を行うよう努めてください。

**６．人事管理・生活支援等について**

① □　社内規程の多言語化など円滑なコミュニケーションのための環境整備に努めてい

る。

② □　賃金決定や配置等の人事管理を公正に行い、外国人労働者の適切な待遇を確保し

ている。

③ □　外国人労働者に対して、日本社会に円滑に適応できるよう支援を行っている。

④ □　外国人労働者が帰国する場合に必要な支援を行っている。

　※　特に、在留資格「特定技能」の外国人労働者が、雇用契約終了後の帰国に要する旅費を負担できないときは、当該旅費を負担するとともに、契約終了後の出国が円滑になされるよう、法律上、必要な措置を講ずることとされています。

また、技能実習生については、帰国事由が自己都合による場合も含め、監理団体等が帰国に要する旅費を負担するとともに、契約終了後の出国が円滑になされるよう、法律上、必要な措置を講ずることとされています。

**７．解雇予防・再就職援助について**

① □　外国人労働者に対して、安易な解雇・雇止めを行っていない。

② □　業務上の負傷又は病気の療養のために休業している期間及びその後30日間等、解

雇が禁止されている期間があることを認識している。

③ □　女性である外国人労働者の婚姻・妊娠等を退職理由とする規定を設けていない。

※　日本人労働者と同様に、外国人労働者についても安易な解雇・雇止めはできません。

**８．労働者派遣・請負について**

① □　職業安定法及び労働者派遣法を遵守し、適切な雇用管理を行っている。

② □　派遣労働者を受け入れる場合は、労働者派遣事業の許可を受けていない事業者か

らの労働者派遣を受けていない。

　※　派遣元事業主は、派遣就業の具体的内容を外国人労働者に明示することが、法律上、義務付けられています。

**９．雇用労務責任者の選任について**

① □　外国人労働者を常時10人以上雇用しているときは、人事課長等の役職にある者を

雇用労務責任者に選任している。

**10．在留資格に応じた措置について**

① □　（「特定技能」の外国人を雇用している場合）入管法に基づく雇用契約の基準や所

属機関の基準に合致しており、必要な支援・届出を実施している。また、就労が認め

られた特定産業分野や業務区分の範囲内で就労させている。

② □　（技能実習生を雇用している場合）「技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護

に関する基本方針」等を踏まえ、実効ある技能等の習得が図られるよう取り組んでい

る。

③ □　新規学卒者等を採用する際には外国人留学生も対象としている。

④ □　外国人留学生をアルバイト等で雇用する場合には、当該外国人留学生が資格外活

動許可を得ていることを確認し、原則週28時間以内の就労としている。